

一般財団法人宮城県教職員互助会給付規程

〔平成25年4月1日〕
制 定

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則（以下「規則」という。）

第2条第1項第1号の給付について、規則第12条の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(被扶養者)

第2条 この規程において、被扶養者の範囲については、地方公務員等共済組合法（以下「共済組合法」という。）及び他の社会保険により被扶養者として認定された者をいう。

(給付)

第3条 給付の条件、額及び請求書類は、給付の種類に応じ、別表に掲げるところによる。

(給付金の削減支払)

第4条 第3条の規定にかかわらず、戦争その他の変乱、地震・噴火・津波、原子力事故・放射能汚染、感染症及び船舶・航空機事故などにより給付金の支払事由が一時に多数発生し、当該事故による給付金を全額支払うとした場合には、一般財団法人宮城県教職員互助会（以下「教職員互助会」という。）の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、教職員互助会は、該当する給付金の全部又は一部を削減して支払うことがある。

2 給付金を削減して支払うときは、教職員互助会は、給付金の受取人に通知する。

(請求)

第5条 給付の請求をする場合は、請求書に必要な書類を添え、所属所長（公立学校等の長の職にある者）を経由して教職員互助会理事長に提出しなければならない。

(請求者)

第6条 給付の請求は、会員又は会員であった者がこれを行うものとする。ただし、その者が死亡した場合は、その親族が行う。

2 前項の親族とは、会員であった者の配偶者、子（年長の順）、父、母、孫（年長の順）、祖父、祖母、兄弟姉妹（年長の順）又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていたもので、その請求順位は前記のとおりとする。ただし、請求順位については、会員又は会員であった者が死亡前に特別の意思を表示したときはこの限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、会員が死亡した場合の別表ア短期給付事業中死亡弔慰金及び別表イ厚生給付事業中退会餞別金については、親族がその者の死亡の当時その者と生計を共にしていない場合であっても、前項の請求順位に基づき、給付金を請求することができるものとする。

4 給付は、その原因となる事実が発生した日から3年間請求をしなかったときは、時効によって消滅する。

(給付規程)

(給付の制限)

第7条 この規程により、給付を受けるべき者が次の各号に該当する場合は、給付の全部又は一部を行わないことができる。

- (1) 故意に給付の原因を生じさせたとき
- (2) 給付の原因に虚偽があったとき
- (3) 給付の請求その他に関し不正の事実があったとき
- (4) 会費の納入を怠ったとき

附 則

(施行期日)

1 この規程は、一般財団法人宮城県教職員互助会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

(財団法人宮城県教職員互助会給付規程等の廃止)

2 次に掲げる規程等は、廃止する。

- (1) 財団法人宮城県教職員互助会給付規程(昭和48年4月1日制定)(以下「旧給付規程」という。)
- (2) 退職特別給付金調整率について(平成15年4月1日適用)

(経過措置等)

3 この規程の施行日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

4 旧給付規程第5条第4項の規定による時効「2年間」の適用については、「3年間」とし、平成22年4月1日以降の給付事由から適用する。

5 一般財団法人宮城県教職員互助会給付規程(以下「新給付規程」という。)第3条に掲げる別表ア短期給付事業中療養補給金については、この規程の施行後6月間は、旧給付規程による給付の条件等を適用することとし、その後は新給付規程による給付の条件等を適用することとする。

6 新給付規程第3条に掲げる別表イ厚生給付事業中退会餞別金については、平成23年4月以降に3年未満で退会した者に対して、在会期間1年につき10,000円を加算する。ただし、当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

この規程は、平成27年2月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、改正後の別表ア短期給付事業の介護休暇補給金の項給付額及び支給基準の欄の規定は、平成28年8月1日から適用し、同項条件の欄の規定は、平成29年1月1日から適用し、遺児育英資金給付金の項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行し、この規程による改正後の別表イの規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表ア短期給付事業の災害見舞金の項条件の欄の規定は、令和5年2月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。